



つくばみらい市告示第127号

## 道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年7月31日から15日間（土日祝日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月31日

つくばみらい市長 小田川 浩



### 1. 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市町村道	市道 105 号線	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線から (株)伊藤製鐵所 筑波工場まで
市町村道	市道 133 号線	つくばみらい市福田 一般県道常総取手線交差 (福田交差点) からつくばみらい市役所まで

### 2. 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

### 3. 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

### 4. 占用の制限の開始の期日

令和5年7月31日